国民年金からのお知らせ

お知らせ

【令和8年分社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の送付について】

令和8年中に国民年金保険料を納付した方へ、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書をお送りします。

国民年金保険料は、**全額が社会保険料控除の対象**です。(その年の1/1から12/31までに納付した保険料が対象です。)

年末調整や確定申告で社会保険料控除を申告する場合は、日本年金機構からお送りする控除証明書をお使いください。

また、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」はe-Taxで利用できる電子データの送付も行っています。

マイナポータルからねんきんネットにログインし、電子送付の登録を行うと電子データを受け取ることができます。(電子送付の希望登録を行うと、書面の郵送が停止されます。)

下記の送付予定日に日本年金機構から対象者に控除証明書をお送りします。

控除証明書の発行

マイナポータルで受け取る

	対象者	送付方法	送付時期
①	**令和8年1月1日から令和8年9月30日**までの間に国民年金保険料を納付した方	電子送付	令和8年10月中旬から10月下旬にかけて順次
		郵送	令和8年10月中旬から11月上旬にかけて順次
②	**令和8年10月1日から令和8年12月31日**までの間に国民年金保険料を納付した方	電子送付	令和9年1月下旬から順次
		郵送	令和9年2月上旬



【次回年金出張相談のお知らせ】



●日時:12月9日(水)
10:00～15:00(12:00～13:00を除く)
●場所:役場本庁西庁舎1F(窪川駅側)
※相談を希望される方は、事前予約をお願いします
●予約方法:①全国共通の予約専用電話　☎0570-05-4890
②お近くの年金事務所に電話または来訪時にお申し込みください。
※予約の際には、基礎年金番号が必要です



お問い合わせ先

高知西年金事務所	☎088-875-1717
町民課	☎22-3117
大正町民生活課	☎27-0112
十和町民生活課	☎28-5112